

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第4号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成17年亀山市条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第15項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項若しくは第44項」を「第28項、第32項、第36項、第40項若しくは第43項から第45項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。